

御用提灯と収納箱



よみ ごようちょうちんと
しゅうのうばこ

指定 市指定有形文化財

種別 歴史資料

所在地 御前崎市白羽

所有者 御前崎市

指定日 平成11年12月1日



解説

この御用提灯は、徳川御三家のひとつである紀州藩の船が難破した時、その処理に当たった差配浜の下村徳左衛門が、略奪あるいは浜に漂着したものを村人が隠し持つとことを心配して、間違いの起こらないようにと、嘉永(かえい)三年(1850)十二月、江戸浜町にある紀州藩邸へ書状を出して借り受けたものです。

収納箱の大きさは、縦47.5cm、横47.0cmです。